

### ③ 届出から契約まで

契約をしようとするときは、取引の当事者（売買の場合であれば売主と買主）は、取引の予定価格や利用目的を書いた知事あての届出書を、契約を結ぶ6週間前までに市役所に届け出て下さい。

届出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査をし、不適正と認めるときは、取引の中止又は、変更を勧告することがあります。



### ④ 遊休土地制度

届出をして取得した一定面積以上の土地が、3年たっても利用されていない場合には、知事は、その土地の有効かつ適正な利用を促進するため、その土地を「遊休土地」に指定し、所有者等に通知することがあります。この通知を受けたときは、その人は、土地の利用や処分の計画を知事に届け出なければなりません。この届出を受けて、知事は、その土地の積極的利用のために必要な助言や勧告をします。

### ⑤ 届出をしないと

届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。また、税法上の特典が受けられなくなることもありますので注意して下さい。



届け出及び問い合わせ先

—市役所企画財政課・7-3401—

### 土地の動きは鈍化傾向 ＝市内の土地取引＝

昭和58年中に市内で行われた売買による土地取引は、1,093件、面積は約82.1ヘクタールでした。昨年と比べると件数で299件、面積は9.5ヘクタール減っています。

（内訳）

- 個人— 671件、60.4ヘクタール
- 地方公共団体等— 303件、16.0ヘクタール
- 国等—59件、 2.5ヘクタール
- 法人—60件、 3.2ヘクタール

#### 土地取引件数および面積

